令和8年10月30日

修正対象物品の令和8年度における輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、令和8年度の初日から令和8年9月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1．経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概　　要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差　　分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	50,443 トン	94,557 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	93,749 トン	116,251 トン

2．環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（牛肉以外）

項	概　　要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差　　分
4	豚肉（基準価格以上）	オーストラリア	264 トン	47 トン	217 トン
5	豚肉（基準価格以上）	カナダ	324,314 トン	145,750 トン	178,564 トン
6	豚肉（基準価格以上）	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉（基準価格以上）	チリ	48,708 トン	21,804 トン	26,904 トン
8	豚肉（基準価格以上）	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉（基準価格以上）	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉（基準価格以上）	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉（基準価格以上）	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉（基準価格以上）	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉（基準価格以上）	メキシコ	147,987 トン	52,959 トン	95,028 トン
14	豚肉（基準価格以上）	英国	1,995 トン	4,215 トン	超過済
15	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	3 トン	14 トン
16	豚肉調製品	カナダ	76 トン	16 トン	60 トン
17	豚肉調製品	シンガポール	1 トン	0 トン	1 トン
18	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
25	豚肉調製品	英国	3 トン	0 トン	3 トン

26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,667 トン	78 トン	7,589 トン
26の2	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	7,667 トン	78 トン	7,589 トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,722 トン	107 トン	6,615 トン
27の2	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	6,722 トン	107 トン	6,615 トン
29	SPF製材	カナダ	1,825,000 ㎥	251,062 ㎥	1,573,938 ㎥
30	パーティクルボード	ニュージーランド	73,800 ㎥	11,878 ㎥	61,922 ㎥
31	OSB等	カナダ	260,000 ㎥	42,111 ㎥	217,889 ㎥
32	熱帯産木材合板	マレーシア	1,211,200 ㎥	171,679 ㎥	1,039,521 ㎥
33	合板	ベトナム	284,000 ㎥	90,510 ㎥	193,490 ㎥
34	広葉樹合板	マレーシア	714,400 ㎥	67,603 ㎥	646,797 ㎥
35	針葉樹合板	カナダ	7,800 ㎥	106 ㎥	7,694 ㎥
36	針葉樹合板	チリ	21,000 ㎥	547 ㎥	20,453 ㎥
37	針葉樹合板	ニュージーランド	69,600 ㎥	0 ㎥	69,600 ㎥
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	138,000 トン	457 トン	137,543 トン
38の2	豚肉(基準価格未満)	英国	138,000 トン	457 トン	137,543 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概　　要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差　　分
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	332,084 トン	100,138 トン	231,946 トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,995 トン	1,773 トン	2,222 トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,544 トン	4,645 トン	超過済
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	3,067 トン	171 トン	2,896 トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	96,600 トン	84 トン	96,516 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概　　要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差　　分
47	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	265,170 トン	122,072 トン	143,098 トン
48	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	591 トン	453 トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,667 トン	364 トン	7,303 トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,722 トン	107 トン	6,615 トン
52	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	138,000 トン	505 トン	137,495 トン

５．包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）（牛肉以外）

項	概　　要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差　　分
54	豚肉（基準価格以上）	英国	333,922 トン	104,353 トン	229,569 トン
55	豚肉調製品	英国	3,995 トン	1,773 トン	2,222 トン
56	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	英国	3,544 トン	4,645 トン	超過済
57	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	英国	3,067 トン	171 トン	2,896 トン
58	豚肉（基準価格未満）	英国	96,600 トン	84 トン	96,516 トン

【備考】
・項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）別表第１の項番号。
・３の項、３の２の項、39の項、46の項及び53の項（牛肉）は、別途公表。

＜関税暫定措置法施行令第19条の3に基づく各輸入数量＞
・**１の項**及び**2の項**の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む。
・**14の項**の輸入数量には54の項の輸入数量を含む。
・**25の項**の輸入数量には55の項の輸入数量を含む。
・**26の２**の項の輸入数量は、26の項の輸入数量と56の項の輸入数量の合計数量。
・**27の２**の項の輸入数量は、27の項の輸入数量と57の項の輸入数量の合計数量。
・**38の２**の項の輸入数量は、38の項の輸入数量と58の項の輸入数量の合計数量。
・**49の項**の輸入数量には26の項の輸入数量（英国を原産地とするものを除く。）を含む。
・**50の項**の輸入数量には27の項の輸入数量（英国を原産地とするものを除く。）を含む。
・**52の項**の輸入数量には38の項の輸入数量（英国を原産地とするものを除く。）を含む。
・**54の項**の輸入数量には14の項の輸入数量及び40の項の輸入数量を含む。
・**55の項**の輸入数量には25の項の輸入数量及び41の項の輸入数量を含む。
・**56の項**の輸入数量には26の項の輸入数量（英国を原産地とするものに限る。）及び42の項の輸入数量を含む。
・**57の項**の輸入数量には27の項の輸入数量（英国を原産地とするものに限る。）及び43の項の輸入数量を含む。
・**58の項**の輸入数量には38の項の輸入数量（英国を原産地とするものに限る。）及び45の項の輸入数量を含む。